

標題

MARPOL 条約附属書 VI の改正 (EEDI 及び SEEMP 関連規則) に関する日本籍船舶の特別要件について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0939
発行日 2012 年 12 月 20 日

各位

MARPOL 条約附属書 VI の改正に伴い要求される「エネルギー効率設計指標 (EEDI: Energy Efficiency Design Index)」及び「船舶エネルギー効率管理計画 (SEEMP: Ship Energy Efficiency Management Plan)」に関する検査及び証書の取扱いにつきまして、ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0929 及び TEC-0930 にてお知らせしておりますが、日本籍船舶の特別要件につきまして次のとおり追加でご連絡致します。

1. 2012 年 10 月に開催されました IMO 第 64 回海洋環境保護委員会 (MEPC 64) におきまして、プラットフォーム (FPSO や FSU を含む) や掘削リグのような船舶については船舶エネルギー効率管理計画 (SEEMP: Ship Energy Efficiency Management Plan) の船上所持は要求されないことが合意されておりますが、日本籍船舶につきましては、当該船種に対しても SEEMP (海防法における二酸化炭素放出抑制航行手引書) の船上所持が要求されます。
2. 排他的経済水域 (EEZ) を越えて航行する総トン数 400 トン以上の日本籍船舶は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 (IEE 証書) の発給を受ける必要があります。
3. 上記 2 に該当する国際航海に従事しない船舶の場合、IEE 証書を発給するための初回検査は、以下の時期に行う必要があります*。
 - (1) 新船**: 建造時
 - (2) 2013 年 1 月 1 日以降に完工する現存船: 建造時
 - (3) 前(2)以外の現存船: 2013 年 1 月 1 日以降に予定されている最初の海洋汚染等防止証書に関する中間検査又は更新検査 (第 1 種中間検査又は定期検査)

* 日本籍船舶の場合、初回検査に先立って SEEMP の承認が必要となりますのでご注意ください (SEEMP の承認手続きにつきましては、ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0930 をご参照ください)。

** 2013 年 1 月 1 日以降に建造契約が結ばれる船舶 (建造契約がない場合は 2013 年 7 月 1 日以降に起工の船舶) 又は 2015 年 7 月 1 日以降に完工する船舶

日本籍船舶につきましては、ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0929 及び TEC-0930 の内容に加え、上記につきましてもご留意くださいますようお願い致します。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ (URL: www.classnk.or.jp) においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター EEDI 室

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2058

Fax: 03-5226-2059

E-mail: eedi@classnk.or.jp

